

## 平成29年度 農業労務賃金協定額

種 目	平成29年度			摘 要	労働条件等
	日額賃金	1 時 間 当り賃金	超勤1時間 当り賃金		間 食
田に係る 労務全部	6, 8 0 0	8 5 0	1, 0 6 0		3 0 0 円 以 内
畑に係る 労務全部	6, 8 0 0	8 5 0	1, 0 6 0		

※時間制（パート）の場合の賃金は、日額賃金を1日の作業時間で除した額とします

### 【労働条件等】

- 1 労務開始と終了の時間  
午前7時00分～午後5時30分 の時間帯のうち 実働8時間
- 2 休憩時間 昼食1時間15分及び午前・午後各15分とします。
- 3 交 通 費 雇用主負担とします。（交通事故には十分注意しましょう）  
支払金額は当事者間で協議してください。
- 4 そ の 他 超過勤務については、1時間に付き25%増とし、遅刻・早退については、  
1時間に付き1時間当り賃金を差し引くものとします。  
未経験者については、最低賃金を下回らないよう協議してください。  
連絡員手当てについては、双方で協議してください。  
雇用主は労災保険に加入するよう努めてください。（相談窓口：農協）  
労務賃金、労働条件でのトラブルは、農業委員会事務局までご相談ください。

（ニセコ町農業委員会）